

新型コロナウイルス感染症にかかる国民健康保険・後期高齢者医療制度 における傷病手当金の適用期間延長について

令和 2 年度に実施している新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給について、その適用期間を令和 3 年 3 月 31 日までとじていたところ。今般、令和 3 年 2 月 19 日付け国事務連絡により適用期間が令和 3 年 6 月 30 日まで延長されましたので、その概要等について報告します。

1. 制度の概要

(1) 対象者

被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者

(2) 支給要件

労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から労務に服することができない期間

(3) 支給額

- ・算式 直近の継続した 3 月間の給与収入の合計額 ÷ 就労日数 × 2/3 × 日数
- ・限度額 標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の 1/30 に相当する金額の 2/3 に相当する金額
- ・その他 給与等を受けた場合は支給対象外
※ 受けた給与等が傷病手当金より少ない場合はその差額を支給

(4) 適用【今回の変更箇所】

令和 2 年 1 月 1 日～令和 3 年 6 月 30 日の間で療養のため労務に服することができない期間（入院が継続する場合等は最長 1 年 6 月まで）

2. 本市の対応等

(1) 予算

- ・国民健康保険 令和 3 年度補正予算 1,000 千円（備考）
- ・後期高齢者医療制度 京都府後期高齢者医療広域連合にて対応

※ 国が特例的に特別調整交付金により支給額の全額を財政支援

(2) 支給実績

- ・国民健康保険 2 件 127,410 円（令和 3 年 2 月末現在）
- ・後期高齢者医療制度 0 件